

三次市教育委員会議案第44号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成28年3月24日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「又は心身」を「，心身」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「又は生徒」を「若しくは生徒」に改め、同条第2項中「又は特別欠課」を「若しくは特別欠課」に、「伯叔父母」を「おじ又はおば」に改める。

第30条の2第1項中「，主任栄養専門員，栄養専門員」を「，栄養主幹」に改め、同条第3項中「主任栄養専門員，栄養専門員」を「栄養主幹」に改める。

第30条の3第1項中「，事務専門員，総括事務主任」を「，事務主幹」に改め、同条第3項中「及び事務長」を削り、「掌理」を「総括」に改め、同条第6項中「をつかさどる」を「に従事する」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「総括事務主任及び」及び「，総括事務長又は事務長を助け」を削り、「事務をつかさどる」を「事務に従事する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第

4 項中「事務専門員」を「事務主幹」に、「，学校の事務」を「，学校経営」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 事務長は，学校経営に関し校長を補佐し，校長の命を受け，事務を掌理する。

附 則

この規則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。